

半田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

半田市長 久世 孝 宏

半田市規則第十八号

半田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

半田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成十八年規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

半田市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則

第一条第一項中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業所」を「、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所（以下「指定地域密着型サービス事業所等」という。）」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

（指定の申請等）

第二条 事業所指定に係る法第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第一百五十二条の十二第一項及び第一百五十二条の二十二第一項の規定による申請は、指定申請書（様式第一）により行うものとする。

第二条第二項中「法第七十八条の二第一項、法第一百五十二条の十二第一項」を「前項」に改める。

第三条を次のように改める。

（変更の届出等）

第三条 法第七十八条の五第一項、第八十二条第一項、第一百五十二条の十五第一項及び第一百五十二条の二十五第一項の規定による届出は、施行規則第三百三十一条の十三第一項、第三百三十三条第一項、第四百十条の三十第一項及び第四百十条の三十二第一項に掲げる事項の変更に係るものにあつては、変更届出書（様式第二）により、休止した事業の再開に係るものにあつては、再開届出書（様式第三）により、

それぞれ行うものとする。

2 法第七十八条の五第二項、第八十二条第二項、第一百五十五条の十五第二項及び第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、廃止・休止届出書（様式第四）により行うものとする。

第四条第一項を次のように改める。

（指定の更新の届出）

第四条 法第七十八条の十二及び第百十五条の三十一において準用する法第七十条の二並びに法第七十九条の二の規定による申請は、指定更新申請書（様式第五）により行うものとする。

第七条第一項中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業所」を「等」に改める。

様式第一を次のように改める。

（別紙のとおり）

様式第二を次のように改める。

（別紙のとおり）

様式第三を次のように改める。

（別紙のとおり）

様式第四を次のように改める。

（別紙のとおり）

様式第五を次のように改める。

（別紙のとおり）

様式第六を次のように改める。

（別紙のとおり）

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。